

# 令和8年度授業料減免事業支援特別経費補助金制度（小中減免）について

## 1 授業料減免事業支援特別経費補助金制度とは

広島県内の私立小・中学校で学ぶ児童・生徒の保護者が、失業、倒産、死亡、離婚などで世帯収入が激減（家計急変）した場合、又は生活保護法による生活扶助を受けている場合に、授業料を減免する制度です。

## 2 授業料減免の対象

児童・生徒の保護者（親権者等）が次のいずれかに該当する場合は授業料の減免を受けることができます。原則として、学校に申請した翌月から減免を開始します。

対象となる場合	授業料減免額（月額）
①生活保護法により生活扶助を受けている場合	全額免除
②家計急変（※）により学資負担が困難になった場合 ※入学以降に発生した失業、倒産、死亡、離婚などにより世帯の収入が激減	2/3又は1/2 軽減

[留意事項（家計急変）]

- ・失業には、定年退職を含みません。
- ・減免額は、家計急変発生月の翌月から3か月以上の収入見込額（相当額）を用いて判断します。
- ・急変の翌年度以降は、「保護者の資産保有額が700万円未満であること」が判断要件に加わり、減免額の上限は、月額28,000円となります。
- ・再就職等により収入が好転し授業料の納付が困難でなくなった場合は、それ以降の減免を受けることができません。

## 3 申請手続

次の書類を在学している学校へ提出してください。

(1)	授業料減免申請書（用紙は学校に用意してあります。）
(2)	<b>【生活保護を受けている場合】</b> ○生活保護受給証明書（保護者等全員の生活扶助の受給がわかるもの） <b>【家計急変により学資負担が困難になった場合】</b> ○家計急変の理由を証する書類のコピー [例] ・失業 → 雇用保険受給資格者証、税務署に提出した開業・廃業等届出書 等 ・死亡 → 死亡診断書 等 ・離婚 → 離婚受理証明書、離婚届出記載事項証明書 等 ○収入状況申告書（用紙は学校に用意してあります。） ○収入状況がわかる書類のコピー [例] ・給与収入の場合 → 給与明細 等 ・事業収入、不動産収入の場合 → 収入額、必要経費等がわかる帳簿書類 等 ○扶養状況等申告書（用紙は学校に用意してあります。）

[留意事項]

- ・減免適用以降、定期的（各年7月及び1月）に収入状況等を確認します。
- ・手続については、学校から案内します。

## 4 問い合わせ先

詳細は、在学する学校（事務室）へお早めにお尋ねください。

問い合わせ先

銀河学院 事務室（担当：塚本）

TEL：084-941-9292（平日9:00-16:00）